平成２１年（フ）第１８６９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地12号棟407
債務者　中根　智子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字新町尻８番地
債務者　上杉えり子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４１号
秋田県大館市字三ノ丸40番地２
債務者　虻川　裕耶
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１４５号
秋田県北秋田市根田字西８番地
債務者　金田さよ子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第３２４号
茨城県土浦市中央１丁目14番６号
債務者　篠原　仙吉
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４１２号
群馬県伊勢崎市宮前町1581番地５
債務者　小林　章浩
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２８号
群馬県伊勢崎市堤下町47番地13
債務者　金子　忠明
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２９号
群馬県伊勢崎市堤下町47番地13
債務者　金子久美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５８２号
群馬県渋川市赤城町津久田306番地１　田子貸住宅Ｂ号
債務者　奈良井久美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５２号
群馬県前橋市北代田町174番地17
債務者　杉田眞由美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７０３号
群馬県前橋市鶴が谷町24番地１
債務者　新井　良浩
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７０４号
群馬県渋川市八木原976番地４　トロワハイツＢ―102
債務者　鈴木　強資
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７１１号
群馬県前橋市上小出町１丁目24番地３　ニューフラワーハイツ敷島103号
債務者　小野里佳子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７１９号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸998番地
債務者　山口光子こと　鄭　　光子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２３号
群馬県前橋市国領町１丁目９番15―107号
債務者　蜷川　京子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２４号
群馬県前橋市下細井町642番地179
債務者　北爪　圭織
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２９号
群馬県伊勢崎市昭和町1923番地12
債務者　亀井　理恵
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１４６２号
埼玉県川口市芝中田２丁目37番４号　サンライズコーポ２　107号室
債務者　内田　健一
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係